別紙１

平成　　年　　月　　日

北上市長　様

申請者（借受者）
住　　所
氏　　名　　印
（自署の場合は押印省略可）
電話番号

省エネ啓発機器貸出申請書

省エネ啓発機器の貸し出しを受けたいので、北上市省エネ啓発機器貸出取扱要領第６の規定により、次のとおり申請します。

なお、借り受けにあたっては、裏面の同意事項に同意します。

１　機器名

簡易型電力表示器　エコワット　（１台）

２　借受期間

平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

※市記入欄

<table>
<tr><td colspan="5">次のとおり決定してよろしいか
□　貸出可　　□　貸出不可</td><td>貸出機器 NO</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2"></td><td>決裁日</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>課　長</td><td>課長補佐</td><td>係　長</td><td>係　員</td><td>担 当 者</td><td rowspan="2">受付日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

同　意　事　項

1　借受期間最終日までに速やかに省エネ啓発機器（以下「機器」という。）を返却します。

2　省エネ啓発機器貸出アンケート用紙（別紙２）を機器返却時に提出します。

3　機器の使用にあたっては、取扱説明書に記載の安全上の注意を守ります。

4　故意又は重大な過失により機器を破損又は紛失した場合には、その修繕等にかかる費用を負担します。

5　機器の使用により事故等が発生した場合は、借受者の責任において処理します。